

## 須賀川地方広域消防組合人事行政の運営等の状況の公表

人事行政を運営する上で、公平性と透明性を保つため、「須賀川地方広域消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、本組合職員の定数、給与、勤務条件等について、次のとおり公表します。

### 1 職員の任免及び職員数に関する状況

#### (1) 採用・退職者の状況

##### ア 採用試験の結果(令和6年度)

	採用予定者数	申込者数	第1次試験受験者数(A)	第1次試験合格者数	最終合格者数(B)	競争率(A)/(B)
消防職(高校卒程度)	7人	35人	31人	21人	8人	3.88倍

##### イ 事由別退職者数(令和6年度)

定年退職	勧奨退職	普通退職	死亡退職	免職	その他	計
		3人				3人

#### (2) 職員数の推移

##### ア 職員数の推移(令和7年4月1日現在)

区分	職員数(人)					対前年増減数(人)				
	R3	R4	R5	R6	R7	R3	R4	R5	R6	R7
消防職	207	205	202	203	208	1	▲2	▲3	1	5
再任用	1	1	2	2	2	0	0	1	0	0
計	208	206	204	205	210	1	▲2	▲2	1	5

##### イ 年齢別職員構成の状況(令和7年4月1日現在)

区分	20歳未満	20歳以上25歳未満	25歳以上30歳未満	30歳以上35歳未満	35歳以上40歳未満	40歳以上45歳未満	45歳以上50歳未満	50歳以上55歳未満	55歳以上60歳未満	60歳以上	計
職員数(人)	5	24	17	40	30	17	29	38	8	2	210

### 2 人事評価の状況

#### 令和6年度実施状況

区分	対象者	実施済	未実施	未実施の事由			
				R3	R4	R5	R6
人数(人)	205	204	1				
割合	100.0%	99.5%	0.5%				

### 3 職員の給与の状況

#### (1) 総括

##### ア 人件費の状況

###### (ア) 須賀川地方広域消防組合(普通会計決算)

区分	歳出額A 千円	実質収支 千円	人件費B 千円	人件費率B/A %	(参考) 5年度の人件費率 %	
					人件費率B/A %	5年度の人件費率 %
6年度	2,432,870	47,339	1,741,381	71.6%	71.6%	73.1%

##### イ 職員給与費決算(普通会計)

区分	職員数	給与費				一人当たり給与費 B/A 千円
		A 給料 人 千円	職員手当 千円	期末勤勉手当 千円	計 B 千円	
6年度	205	794,900	228,806	338,762	1,362,468	6,646

(注) 職員手当には退職手当を含みません。

#### (2) 職員の平均給料月額、初任給等の状況

##### ア 職員の平均年齢、平均給料月額の状況(令和7年4月1日現在)

一般行政職	
平均給料月額	平均年齢
321,566円	38歳6月

##### イ 職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区分	初任給	
	大学卒	高校卒
消防職	222,800円	201,700円

##### ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和7年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
	280,100円	317,500円	369,300円
消防職	253,600円	290,200円	322,800円

## (3) 一般行政職の級別職員数の状況(令和7年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	再任用	計
標準的な職務内容	係員		主任	主任主査 係長 主査	主幹 課長補佐	参事 課長 署長	消防長		
職員数	35人	29人	52人	67人	18人	6人	1人	2人	210人
構成比	16.67%	13.81%	24.76%	31.90%	8.57%	2.86%	0.48%	0.95%	100.0%

(注) 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

## (4) 職員手当の状況(令和7年4月1日現在)

## ア 期末手当・勤勉手当

区分	期末手当	勤勉手当	計	職制上の段階職務の等級による加算措置
6ヶ月期	1.250月分	1.050月分	2.300月分	有
12ヶ月期	1.250月分	1.050月分	2.300月分	
計	2.50月分	2.10月分	4.60月分	

## イ 退職手当

区分	勤続20年	勤続25年	勤続35年	最高限度
自己都合	19.6695月分	28.0395月分	39.7575月分	47.709月分
勧奨・定年	24.586875月分	33.27075月分	47.709月分	47.709月分

## ウ 特殊勤務手当

区分	
支給実績(6年度決算)	5,018千円
支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)	24,476円
手当の種類	4種類

## エ 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度)	45,769,885円
職員一人当たり平均支給額	246,075円
支給実績(令和5年度)	34,132,948円
職員一人当たり平均支給額	184,502円

## オ その他の手当

扶養手当	①子・配偶者以外の扶養親族 ②配偶者 ③子1人につき 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子(1人につき)	月額 月額 月額 月額 加算	6,500円 3,000円 11,500円 5,000円 加算
住居手当	借家・借間 家賃の額に応じて最高28,000円まで		
通勤手当	通勤距離が片道2km以上の職員 ①交通機関等利用者 ア 全額支給限度額 150,000円 イ 150,000円を超える場合 最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額 ②自動車等使用者 ・自動車使用者 通勤距離に応じて3,000円～70,600円 ・自動車以外の原動機付きの交通用具使用者 通勤距離に応じて2,000円～35,300円		
管理職手当	管理・監督の地位にある職員に対し、39,000円～90,000円を定額支給		
宿日直手当	勤務1回につき 5,500円		
超過勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務した場合に支給		

#### 4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

##### 年次有給休暇について

1年において、20日の範囲内で付与され、20日を限度に翌年に繰り越すことができます。また、当該年の中途において、新たに職員となるものにあっては、次の区分により付与されます。

採用の月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
年次休暇の日数	20日	18日	17日	15日	13日	12日	10日	8日	7日	5日	3日	2日

##### ◆ 一般職員の年次有給休暇取得状況(各1月1日～12月31日)

付与日数	令和6年平均取得日数	令和5年平均取得日数
20日 (残った休暇の翌年への繰越 最大20日)	11日 2時間	10日 6時間

#### 5 職員の休業に関する状況

##### 育児休業等の取得状況

期間	令和6年度	令和5年度
6月以下	1人	なし。
6月超え1年以下		
1年超え1年6月以下		
1年6月超え2年以下		
2年超え2年6月以下		
2年6月超え		
計	1人	

(注)1 各年度内(4月1日～3月31日)における実績です。

2 育児休業は、職員が3歳に満たない子を養育するため、当該子が3歳に達する日まで取得することができます。部分休業は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の始め又は終わりに1日を通じて2時間を超えない範囲(30分単位)で取得することができます。なお、育児休業の場合は休業中、部分休業の場合は勤務しない時間が無給となり、育児短時間勤務の場合は、給料月額や勤務間違の手当については、1週間の勤務時間に応じた額が支給されます。

#### 6 職員の分限及び懲戒処分の状況(令和6年度)

##### (1) 分限処分の状況

分限処分とは、公務能率を維持するため、一定の事由がある職員に、その意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分のことです。

	降任	免職	休職	降級	計
勤務成績が良くない場合					
心身の故障の場合					
職に必要な適格性を欠く場合					
職制等の改廃等により過員等を生じた場合					
刑事処分に関し起訴された場合					
条例で定める事由による場合					
計					0人

##### (2) 懲戒処分の状況

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問い、地方公共団体の規律と公務遂行の秩序を維持するための処分のことです。

	戒告	減給	停職	免職	計
法令に違反した場合					
職務上の義務違反又は職務怠慢					
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行					
計					0人

#### 7 職員の服務の状況

##### (1) 服務の根本基準

服務とは、職務を遂行するに当たって職員が守るべき義務ないし規律であり、地方公務員法において第30条から第38条までに規定されています。憲法第15条第2項では「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」と規定しており、これを受けて地方公務員法第30条では、地方公務員の服務の根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、勤務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と定められています。

##### (2) 服務規律の確保

住民の期待に応える職員となるためには、住民に奉仕する立場を忘れず、公益の実現に努め、公正に職務を遂行することが重要です。本組合では、職員一人ひとりが常に服務上の規律を遵守し、公務の信用を高めるため、自己を律するとともに、機会をとらえて服務規律の確保に関する通知を全職員に対し行っています。

●令和6年度における服務通達 0回

8 職員の研修の状況(令和6年度)

区分		研修名	研修人数	研修機関名
基本研修	新採用者研修	初任教育	4人	福島県消防学校 ふくしま自治研修センター
	監督者研修 (幹部教育)	初級幹部科	2人	
		幹部科	1人	
		新任係長研修	1人	
	管理者研修	新任管理者研修	1人	
専門研修			1人	消防大学校
			2人	福島県消防学校
			2人	
			2人	
			2人	
			3人	
			2人	
			4人	
			2人	
			2人	
			2人	ふくしま自治研修センター
			2人	
			1人	
			2人	
病院研修			1人	救急救命東京研修所
			1人	救急救命九州研修所
		移動式クレーン運転技能講習 玉掛技能講習	4人	ボイラー・クレーン安全協会 須賀川労働基準協会
病院研修		救急救命士 救急有資格者	71人	太田西ノ内病院 公立岩瀬病院 須賀川病院

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度

ア 安全衛生管理体制

須賀川地方広域消防組合衛生委員会を設置し、職員の安全衛生計画の実践に努めています。

(7) 衛生管理面として

- a 各種健康診断(人間ドック含む)の実施及び事後指導
- b メンタルヘルス(ハラスメント防止研修)研修会実施

(イ) 安全管理面として

公務災害防止の注意喚起及び対応方法の周知活動

イ 須賀川市等職員共助会事業

(2) 公務(通勤)災害補償

令和6年度 公務(通勤)災害認定件数

公務災害 6件

通勤災害 0件

10 公平委員会の業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況(令和6年度)

ア 係属事案…なし

イ 完結事案…なし

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況(令和6年度)

ア 係属事案…なし

イ 完結事案…なし